

納税表彰

11月13日、東金商工会館で東金税務署・山武税務懇話会主催の平成26年度納税表彰式が行われ、当町から次の方々が受賞されました。

東金税務署長表彰
山下 徳造さん(辻)

東金法人会長感謝状
秋葉 講一さん(長塚)

高校生の「税についての作文」
◎東金税務署長表彰

木戸 結唯さん(横芝敬愛高等学校3年)
◎金賞

三鷹 星晃さん(光中学校3年)

◎東金税務署長表彰
石川 直樹さん(光中学校3年)

秋の褒章

11月3日、平成26年秋の褒章受章者が発令され、当町から保護司の伊藤光一さん(本町)が、更生保護事業功労者として藍綬褒章を受章されました。



▲伊藤 光一さん

国民健康保険からのお知らせ

●平成27年1月から高額療養費が変わります

平成27年1月から、70歳未満の方は高額療養費の自己負担限度額が変わります。3段階の所得区分が5段階に細分化され、従来よりもみなさんの所得に応じた医療費の負担軽減が行われます。なお、70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません。

○70歳未満の方の所得区分と限度額

【平成26年12月まで】

所得区分		自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者	所得(※1)が600万円を超える	150,000円+ (医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	83,400円
	所得が600万円以下	80,100円+ (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
住民税非課税世帯	住民税非課税	35,400円	24,600円

【平成27年1月から】

所得区分		自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降
上位所得者	所得が901万円を超える	252,600円+ (医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下	167,400円+ (医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下	80,100円+ (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
	所得が210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	住民税非課税	35,400円	24,600円

※1 基礎控除(33万円)後の所得

※2 過去12ヶ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額

●70歳未満の方の限度額認定証の交付

70歳未満の方に8月以降に交付された認定証は、制度改正のため有効期限が12月31日までとなっています。このため、有効期限が平成27年1月1日から7月31日までの認定証を12月末日までに郵送します。申請の手続きは必要ありませんが、有効期限が過ぎた認定証は、ご都合の良いときに住民課へ返却していただくか、裁断して破棄ください。

●医療機関で支払う一部負担金の減免制度

医療機関(病院等)の窓口で国民健康保険被保険者証を提示することにより、医療費の一部(一部負担金)を自己負担分として支払うこととなりますが、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害で資産に重大な損害を受けたときや、事業または業務の休廃止により収入が著しく減少したときなど、この自己負担分の支払いを減額や免除、猶予する制度があります。

詳しくは、住民課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214